帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら夫婦の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人妻は身体障害等級3級であり、複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については月額3万円が、申立人夫については月額1万円又は月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1及び同X2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 申立人X1について

【損害項目】 日常生活阻害慰謝料増額分

金97万円

【期 間】 平成23年3月11日から平成29年5月31日まで

2 申立人X2について

【損害項目】 日常生活阻害慰謝料増額分

金225万円

【期 間】 平成23年3月11日から平成29年5月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として合計金322万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決 センターに交付する。

令和元年11月12日

(仲介委員 牛久保 美香)